

## 連携・協力協定の有効期間の延長に関する合意書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、平成19年10月3日付けで締結し、平成22年4月1日付けで改訂した「国立大学法人信州大学と独立行政法人産業技術総合研究所との連携・協力に関する協定」（甲乙間で締結された「連携・協力協定の有効期間の延長に関する合意書」を含む。以下「原協定書」という。）に関し、次のとおり合意する。

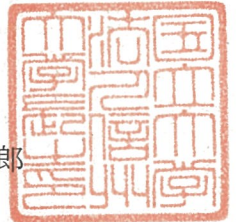
1. 原協定書の有効期間を令和9年3月31日まで延長する。
2. 本合意書に定めのない事項については、原協定書の定めに従うものとする。

本合意を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年3月31日

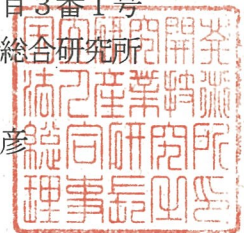
甲 長野県松本市旭三丁目1番1号  
国立大学法人信州大学

学長 中村 宗一郎



乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 石村 和彦



## 国立大学法人信州大学と独立行政法人産業技術総合研究所との連携・協力に関する協定

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と独立行政法人産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、平成19年10月3日に締結した「国立大学法人信州大学と独立行政法人産業技術総合研究所との連携・協力に関する協定」に関し、その有効期間を延長し、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、ファイバー工学、精密工業、バイオ工学等の幅広い先端研究分野に係る研究開発・人材育成等、相互協力が可能な事項について、互恵の精神に基づき具体的な連携・協力を効果的に実施することにより、我が国の学術及び産業技術の振興に寄与するとともに、地域産業に貢献することを目的とする。

### （目的達成への努力）

第2条 甲及び乙は、研究開発、人材育成、人材交流、情報交換、情報発信等において連携・協力を積極的に行うために協議し、必要な事項を取決め、それらを誠実に実施するよう努めるものとする。

### （連携・協力の実施事項）

第3条 本協定に基づく連携・協力の実施事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 共同研究の推進
- 二 連携大学院の実施
- 三 研究施設、設備等の相互利用を通じた戦略的な研究拠点の構築
- 四 研究者の研究交流を含む相互交流
- 五 人材育成の推進及び相互支援
- 六 情報発信の相互支援及び共同実施
- 七 その他、本協定の目的遂行上必要な事項

### （連携協議会）

第4条 甲及び乙は、相互に密接な連携・協力を保ち、本協定の円滑かつ積極的な推進を図るため、甲及び乙の代表者で構成する連携協議会を設置し、必要に応じて開催するものとする。  
2 連携協議会を円滑に運営するために、双方に事務局を置く。  
3 その他、連携協議会の構成、運営について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

### （実施内容）

第5条 第3条に掲げる実施事項に係るプロジェクト（以下、総称して「連携プロジェクト」という。）の実施内容は、連携協議会において協議し、決定する。  
2 連携プロジェクトの選定にあたっては、本協定の目的を達成するために、より有効な連携が実現するよう配慮するものとする。  
3 連携プロジェクトは、双方の所定の契約制度等を活用して実施するものとする。

### （知的財産の取扱い）

第6条 連携プロジェクトの実施により生じた知的財産権等の保全、維持及び活用に関しては、当該プロジェクトの実施に関する契約書等に基づくものとする。

### （技術情報等の管理）

第7条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に基づく研究協力の実施を行うにあたって相手方から開示された資料、情報（電子媒体によるものを含む）及び本協定に関連して知り得た相手方の技術上の情報（以下「技術情報等」という。）については、双方の関係規定に基づき、適切な管理を行うものとする。

### （秘密保持）

第8条 甲及び乙は、前条に規定する技術情報等のうち秘密として特定（有体物に記録し秘密として表示。）したものの取扱いに関しては、別途締結する秘密保持契約で定めるものとする。

### （改正、疑義等の解決）

第9条 本協定の改正又は本協定の運用等に関する疑義が生じた場合は、連携協議会において協議するものとする。

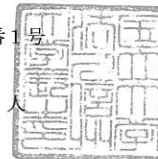
### （有効期間）

第10条 有効期間は、本協定により、平成25年3月31日まで延長するものとする。ただし、有効期間満了時3ヶ月前までに、甲乙いずれか一方からの延長の申し出に基づき、協議の上、双方が合意したときは、有効期間を延長することができる。  
2 本協定は、前項の期間が満了したとき又は双方若しくは一方が解約を申し出、協議の上、双方が合意したときのいずれかにより終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月1日

甲：長野県松本市旭三丁目1番1号  
国立大学法人信州大学  
学 長 山 沢 清 人



乙：東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
独立行政法人産業技術総合研究所  
理 事 長 野 間 口 有

